

プレス・キット テーマペーパー2 (仮訳)

「性的搾取者」とは誰か

「性的搾取者」それ自体は存在しない。むしろ、様々なやり方、理由、社会的背景により、児童の商業的性的搾取を行う人々(大人および児童、男女問わず)が存在する。児童の商業的性的搾取と、商業的でない搾取を根絶するために本気で取り組むには、このような多様性を認識、理解し、それを元にして計画を立てなければならない。

児童の商業的性的搾取の問題の複雑さについては、1996年の「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」以降、この問題に携わる人々によって、より理解され、認識されるようになったが、それでもなお、搾取を行う側の人間に関する世論や政策議論は、まだまだ不十分である。

それにひきかえ、児童の商業的性的搾取の需要者側にたつものは、「ペドファイル」と、ペドファイルに対し虐待の対象になる児童を提供する犯罪者であると推定する傾向が引き続きみられる。実際、その傾向の広まりは著しい。

1. 「ペドファイル」

「ペドフィリア」とは、臨床診断の分類において、極めて特定かつ限定された意味を持った用語である。アメリカ精神医学協会によれば、ペドフィリアとは16歳以上のもので、「少なくとも6か月以上にわたって、繰り返しかつ激しい性的興奮をもよおす想像を行い、1人または2人以上の児童(通常は13歳以下)との性行為にかかわる性的衝動あるいは行動をとった者」、右に加え、「その者が社会、職業、その他の重要な分野で機能するための能力を大幅に害するような想像、性的衝動または行為」を指す。

このような定義に当てはまる人々は、児童にとって非常に危険な存在であり、多数の児童に対する性的虐待がこのような個人のせいでおこることもありうる。しかし、臨床学上ペドファイルと診断されるには、その者が性的虐待行為を行ったということは必ずしも必要ではないため、全てのペドファイルが性的搾取者であるということはいできない。

性的虐待者は皆ペドファイルであるという主張は、さらに大きな間違いであり、たとえこの用語を(通常使用されるように)幼い児童に性的興味を持つ大人を指すものとして、もっとゆるやかな意味で使用するとしても、そのような主張は間違っている。

もう一点挙げると、臨床診断上の定義によるペドファイルに該当する人々は、男児または女児のどちらか、または両方に性的興味を持っている。ペドファイルは男児にしか興味のない大人の男性だという偏見があり、同性愛恐怖症の個人やグループが、同性愛と児童の性的搾取の間には関連があると主張したこともある。だが現実には、児童の性的搾取に関する統計によると、ジェンダーと虐待の関係について言えることは、(a)女児は男児よりも性的搾取の被害に遭うことが多い (b)男性は女性よりも個人的快樂のために性的搾取に類する行為を行う傾向が強い、という2点だけであると結論づけられる。

たしかに、自らヘテロ・セクシュアルと認める男性が18歳以下の女児を搾取するのと同様に、自らホモ・セクシュアルと認める男性が18歳以下の男児に対し性的搾取を行うこともある。だが、それによりホモ・セクシュアルの男性がすべて潜在的に性的搾取者でないのは、ヘテロ・セクシャルの男性がすべて女児に対する脅威となるわけではないのと同様である。

2. 搾取者

ペドファイルでない人々も、様々な理由で児童の性的搾取を行っている。第三者の立場で児童の商業的性的搾取の受益者となる性的搾取者¹¹は、個人的な性的願望や極端な想像に駆り立てられることはまれである。彼らは利益のために児童の性的搾取を行っており、搾取行為によって精神的救済や性的満足を得るわけではない。

性的目的のために、大人よりも簡単かつ安く児童を買うことができるような状況に置かれた場合に児童の性的搾取を行う人も存在する。しかし、このような者は搾取の対象になる人物が肉体的および精神的に未熟であるからこそ、満足を得ているわけではない。

性行為のパートナーとして幼い児童を選ぶ大人の男性の中には、性的な健康に関する間違った認識を持っていたり、処女は性交能力を回復させる、または新しいビジネス上の挑戦に幸運をもたらしてくれるといった神話を無条件に信じる人もいる。

このような人々は皆、児童そのものに対する性的な想像に駆り立てられて、そのような行為に及ぶわけではない。さらに、児童を18歳以下の人と定義する場合、大人と児童の性的接触を完全に禁止することはほぼ不可能であるということを理解する必要がある。ほとんどの国では、大人が18歳以下の人と結婚、同居、デートすることは合法である。また、ほとんどの社会では、若い身体的美しさや性的魅力が高い評価を受ける。そのため、大人がより若く、より魅力的な性的パートナーを求め、たとえそのパートナーが18歳以下であっても、その人が社会的に認められた性的願望の許容範囲を超えているとは限らず、従って彼らを一概に「性的倒錯者」または「精神異常者」ということはできない。

簡単にいえば、「ペドファイル」と「性的搾取者」という言葉を同じ意味合いで使用することは、児童の性的搾取という現象を、過度に単純化することである。一貫して、かつ意識的に若い児童を選んで虐待する人々の存在と、それによる被害に迅速に対処することは必要不可欠であるが、なぜ児童が性的搾取を受け、誰が搾取を行っているのかという疑問はまだ解決されない。ここで、ペドファイルでない人々が児童を性的に搾取するのなぜかと問うことも必要となる。

ロングマン英語辞典の定義によると、「搾取(exploit)」は「特に収益や利益を目的として使用すること。金銭的またはその他の利益を不平等に利用すること」を指し、「不平等に利用する」という考えから、搾取する人とされる人との間に、社会的、政治的、経済的、または/および身体的、精神的、感情的な力の不均衡が存在することを示唆している。これが、「搾取」が単なる犯罪とは違う点である。

児童の性的搾取の問題に即して「性的搾取者」を定義すると、「自分と18歳以下の人との間に存在する力の不均衡を不平等に利用して、収益または個人的快楽を目的として、彼らを性的に利用すること」ⁱⁱⁱということができる。

3. なぜ搾取するのか？

先に挙げた定義は、この問いかけに対し、「不平等な利用」、「力の不均衡」、「収益目的」、「個人的快楽目的」の4つの側面から答えることができる。

社会において支配的なグループが、自らが有する力を人間性に基づくものであるとしたり、否定するような言葉を用いて、その力を隠したり、正当化しようとするのと同様に、個人も自分が虐待的、支配的、残酷、不道徳であるとは認めたくない。大多数の人にとって、他の人間に対して暴力や強制力を行使することができるのは、自分がその行為を自然で、正しく、正当化できると思うことができるか、または自らがそのような力を行使しているという事実から目を背けることができる場合に限られる。

概念心理学者によると、「認識の不一致」がこの問題を理解する上で一つの助けとなる。それによると、人間は自分の態度、信念、行為に矛盾があると思うときに不安を経験する。例を挙げると、ある男性が自分は良い人間で、道徳があり、児童の性的搾取を行う人は悪い人間で、不道徳だと考えているとする。もし彼が児童と性的接触を持ったら、不安を経験する。なぜなら、「私はよい人間だ」「大人と児童の性的接触は常に悪である」という彼の考えと「私は児童と性行為をした」という事実が一致しないからである。

このような矛盾を克服し、不安を減らすために、彼は少なくともどちらか一方を受け入れなければならない。

つまり、自分がよい人間であるという考えを変えるか、大人と児童の性的接触に対する態度を変えるか、自分が児童と性行為をしたかどうかという認識を調整する必要がある。イギリスとアメリカで、児童に対する性犯罪により有罪判決を受けた人を調査した結果、このような犯罪者は多くの場合、大人と児童の性的接触に対する態度及び / あるいは被害にあった児童に対する態度を変えることでこのような矛盾に因應ということが推定された。例えば、児童が何らかの形で虐待に責任があると考えたり、大人と性的接触を持って児童に害は及ばなかったと想像したりする。ときには、児童に同意能力がある、または、虐待のもつ意味とその結果を矮小化して(虐待者は、「愛撫」やオーラル・セックスは「性行為ではなく」児童には害を与えないと信じようとする)、児童が大人との性的接触から利益を得たと主張する。このような「正当化」は、ペドファイルであろうがなかろうが、児童の性的搾取を行う者に共通である。

極端に事実を歪曲したり、否定することもある。犯罪者の中には、赤ちゃんとの性的接触を持ったのは悪いことではない、なぜならその赤ちゃんは、おむつを替えるときに笑ったり、声をあげたりして、虐待を誘発した、または虐待に同意したと主張する人もいる。

このような驚くべき自己欺瞞を認めるような社会的通念が存在しないことは明らかである。そのため、非常に若い児童に対し性的虐待を行う人は、同意や人間が他人に対して合法的に行使できる力、大人の性的興味の適切な対象や大人と児童との関係についての社会的に合意された概念を、大幅にねじ曲げなければならない。そのような人々は、自意識が極端にもろいことが多く、自らの行動を正当化したり、無害なものとして主張し続けようとする、大きな精神的ストレスを経験する。

しかし、非常に若い児童に対して虐待を行うのは性的搾取者の中でも少数派であり、それ以外の児童の性的搾取は、性、年齢、同意、合法的な力の行使に関して社会的に規定され、または認められる枠組みの中に収まりやすい(例えば売春している若者との性行為)。

そのため、児童を商業的性的搾取から守るためには、性的搾取者の行動を導く思考を理解するとともに、搾取行為を否認したり、正当化したり、人間性に基づくものとか、自然なものにとらえるような考え方に挑み、これを抑える方法を見出すことが重要である。この点において、児童の性的利用には正当な理由があり、弁明できる行為であると大人が信じるかどうかは、部分的には搾取が起こる社会的関係にかかっていることが多い。

4. 非商業的な場面における搾取

調査によると、非商業的な場面で児童が性的虐待を受ける場合、見知らぬ人ではなく、彼らが知っている大人に虐待されることがずっと多い。特に、児童に対し最も大きな力を及ぼす両親、保護者、親戚の他、

親のような立場で児童に接する大人、例えば幼稚園、学校、大学、障害児やそれ以外の児童のための施設、教会、スポーツクラブ、外国への交流旅行に関わる大人により虐待が行われることが多い。

どのような形の虐待にせよ、児童の性的虐待と、子どもについての社会通念には、重要な関連がある。ほとんどの社会においては、両親と、親のような立場で児童に接する大人は、社会におけるそれ以外のグループには絶対に許されないほどの強い影響力を児童に及ぼすことが認められ、それが期待されてもいる。

そのような力の行使が認められている理由は、単に児童が未熟なため、自律的に行動できないからではなく、児童が「大人になる前」の状態、無能力であり、自己形成されておらず、自らを個人としてとらえることができないとみなされているためである。その結果、大人は児童が話す希望を割り引いてとらえたり、児童の性格、興味、意見を型に当てはめようとし、大人の要求と期待に添わないからといって罰することさえ許されることが多い。

社会的な価値観、社会的態度と児童の性的虐待との関連は、社会の中で烙印を押されたグループ(例えば路上生活者、召使い、障害者、特定の民族)に属する児童は、性的虐待を受ける危険が非常に高いという調査の中で明らかにされている。これらの児童には近づくのが簡単であり、虐待者が発覚する危険が低いと計算して狙うこともあるが、社会がこれらのグループを低く「評価」していることにより、虐待者は被害者の人間性を無視しやすくなり、それによって通常ならば生じる罪悪感や不安が少なくなるという理由もある。

大人と児童の性的接触に対する、社会的な合意を得た基準や禁止を抑制する可能性は、大人がより広い社会との結びつきを感じているかに関連している。例えば、武力紛争や自然災害などの理由によりこの連帯感が引き裂かれると、通常では弁明できないような行為を正当化することがよくある。

最後に、非商業的な場面で児童の性的搾取を行う人は、被害者の承諾や沈黙を買いとろうとすることが多いことに留意することが重要である。これは、大人が、虐待は児童自身が望んだまたは虐待を受けても仕方ない行為をしたと、自ら信じ込むための一つの手段である。性的虐待者は被害者にお金を与えて、虐待行為は双方にとって利益を生んだと信じようとするだけでなく、被害者はお金を受け取ったのだから、道徳上は共犯者だと思ひこもうとする。

5. 児童の商業的性的搾取と買春

当然のことながら、児童の性的搾取は商業的な環境においても行われる。性産業は非難を受ける活動であり、通常は闇経済の中でまた／あるいは非合法的な経済の中で行われる。そのため、世界中で行われて

性的なビジネスについて、正確なデータを得ることは非常に難しい。しかし、売春に対する需要をある程度推定することができる。まず始めに、調査によると、売春に対する需要は、圧倒的に男性からの(男性からのみではないが)ものが多い。また、別の調査によると、何人の男性が売春婦を利用しているかについては、国によってばらつきがある。例えばイギリスでは 9%、香港では 14%、アメリカでは 16%、スペインでは 38%、カンボジアでは 60～70%、タイでは 75%である。

さらに、どの国でも、特に売春婦を利用する傾向が強い男性のグループが存在するとの調査結果もある。例えば、しばらくの間家から離れて仕事をする人や、男性が多い職場や状況で働く人、マッチョ精神の職場文化が存在する場合などである。このグループには、軍隊、船乗り、トラック運転手、男性の移住労働者、人道援助活動家、平和維持部隊員、森林伐採や鉱山で働く人が含まれる。また、休日や家を離れているときに、様々な性産業を利用する傾向があるため、出張旅行者や休日の旅行者も、売春婦を利用するグループの一例である。

児童買春を行う人の数や、その背景にある特徴に関して、信頼性のあるデータを得ることは更に難しい。しかし、経験から、世界中の売春について以下の事実が明らかになっている:ほとんどの国において、買春には主に若い児童や処女との性行為に特に興味のある人の需要に応えるための、小規模で、ほとんど隠された闇市場が存在するが、買春された児童の大多数は売春市場の主流に組み込まれており、すべてのタイプの売春利用者の需要に応えている。そのため、例えば世界中で買春されている 12 歳から 18 歳までの間の少女は、18 歳以上の少女と同様に、鉱山、売春宿のある地区、観光地、港、トラック休憩所、路上その他の裏通りで働かされている。18 歳以下の少年も同様に、男性買春の主流をなしている。

このことは、性的搾取者を理解する上で重要な点である。つまり、児童買春で利益を得る第三者は、必ずしも児童の商業的性的搾取に特別な興味があるわけではなく、買春そのものにかかわる経済的利益を重視しているのだ。また、児童買春を行った客も単に普段から売春婦を利用しているグループに属することが多く、児童に特別な性的関心を持っているわけではない。言い換えれば、多くの人が、児童に近づこうとして売春という手段を使うわけではなく、売春婦を利用することにより児童を性的に搾取するようになっているのだ。

6. 大人と児童両方についての売春婦利用の正当化

ジェンダー、性、売春に対する態度は、驚くほど世界中で一致している。ほとんどの社会においては、男性と女性の性には自然かつ基本的な差異があるとされている。男性は生まれつき性的に活発で、強い性的衝動や性欲を持っているのに対し、女性は性的に受動的で、受容能力を持つことが自然だと考えられている。そして、伝統的に女性の純潔と禁欲が非常に重視されてきた。これらのジェンダーの違いに関する

伝統的な思いこみが、ほとんどの社会において売春に適用される二重基準の基盤をなしている。

男性には性的な「必要」(社会的に受け入れられる「欲求」ではない)があるという考え方は、広く受け入れられているが、実際には1日、1週間または1年に何回オーガズムを得ようが、生物学的には必要性がないものである。性的な解放感なしに過ごすことを不愉快に思う人もいるが、オーガズムに導いてくれる相手がいなくても、その男性の生命を脅かすわけではない。

男性には性的な「必要」があるという考えたと、契約上の同意があること、そして女性の売春婦は「汚くて」、「不純」だという社会的な認識とが結びついて、客は大人と児童双方を売春婦として利用することを、非常に容易に正当化し、弁護できる。売春が商品取引と同じように契約によって成り立っている場合、客は自分が児童に対して行っている力の行使は、全く合法だと思えることができる。客は単に自由市場において意思決定を行う消費者として行動しているだけで、その客が児童の「サービス」を購入しないとしても、その後ろにいる人間がそうするであろう。

この意味で、多くの男性が児童買春を行うことは、悪意のある行動というよりむしろ道徳的無関心に基づく行動であって、このような道徳的無関心は実際に自由主義経済社会では広く支持されている。客は、通常自分の興味だけに従って行動し、商品を製造した人との関係で何のつながりも、道徳的な責任も感じないという前提がある。

最後に、民族、人種、カーストにより階層化されており、そして／又は外国人嫌悪が強い社会においては、支配的なグループに属する男性が、下位のグループに属する児童を性的に搾取することができるが、これは階層がなければ、自分が道徳的である良心的であるという考えたと抵触する行動である。よって、例えば白人のセックス・ツーリストが、彼らが買うアジア、アフリカ、カリブ諸国、ラテン・アメリカの女性と児童は、生まれつき白人の女性より性欲が大きいと主張したり、またインドの一部においては、特権階級の男性が、使用人の「低いカースト」に属する女性や児童は「セックスの相手を選ばない」ので、彼を刺激したと言うこともある。このように、社会的なアイデンティティを共有しない児童の買春を行う搾取者は、これらの児童は「自分と同じ」児童には必要な世話や保護を必要としていないか、それに値しないという考えを持っている。

簡単に言うと、客は児童買春を行う際に、性生活に対する一般的な態度についての認識を、大幅にゆがめる必要はない。

7. 買春以外の搾取

今日、世界中で非常に多くの児童が、貧困や特に困難な状況の中で生きている。貧しく、家がなく、気にかけてもらえず、愛されていない幼い児童に対して「恩人」を演じることは、比較的長期に渡り安定した「愛情のある」性的な関係を児童と築くことに憧れているペドファイルにとって、明らかに魅力的である。そのような児童とは、同意があり、相互補完的な関係だという作り話をでっち上げ、それを維持することは一層容易である。なぜなら、そのような児童は、虐待者との関係において性的でない部分を非常に重視していたり、虐待者に付随してくる物質的な利益を得ることを必要としているかもしれないからだ。さらに、児童は経済的に大人に依存しているため、虐待が報告される可能性も小さくなる。

教育や、医療サービスが不十分であるため、臨床上「ペドファイル」の定義に当てはまらない大人が、幼い児童を性行為の相手に選ぶこともある。アフリカのある地域の男性が、幼い児童は伝染的な性病にかかっている危険がないと(間違っ)思いこみをして、長期間にわたって貧しい家族に経済的援助を与え、その見返りに児童の一人と定期的に性的接触を持ち、結果的にエイズに感染したとの報告がある。

大人が児童の性的搾取の目的をもって、幼い児童の弱い立場や、周縁化された立場を利用する場合、その大人は、大人と児童との関係に関する社会で認められた基準や慣例を逸脱しているのは明らかである。

これは、若者を含む若い性的なパートナーに対して、長期にわたって金銭的援助を与えたり、贈り物、様々な便宜、観劇などへの招待、若者には手の届かないライフスタイルを提供してくれる「優しいパパ」には必ずしも当てはまらない。若者と優しいパパとの関係は、近年ジャマイカ、南アフリカ、ケニアで注目を浴びているが、同様の現象は、豊かな西側諸国を含む世界の他の地域でも見られる。

優しいパパは、必ずしも若者に性的関係を強要するわけではなく、その児童が法律上性行為に対する同意年齢に達しているならば、大人がその経済力を不当に利用して、児童とデートしたり、一緒に住むことを妨げる国内法はないのが普通である。実際、優しいパパと若い少女との関係は、性に関する社会的な慣例を逸脱することなく、(誇張した形ではあるが)異性との関係においてはきわめて普通の不平等性を反映していることが多い。その上、優しいパパの動機も、常軌を逸していると言われるとは限らない。多くの文化において、若い女性の体は性的な願望の対象と考えられており、男性に対しては、「望ましい」女性の体に性的な接触ができることにより、男らしさを誇示することが求められている。

8. 性的搾取者のネットワークまたは「輪」

自らペドファイルだと自認している人々は、同好の人と接触してネットワークや「輪」を形成し、情報やアドバイスを交換したり、児童ポルノの取引を行う。このようなネットワークは、様々な形態の児童の商業的性的搾取に関係している。例えば1997年にフランスで発覚した事件では、7人の男性がそれぞれ児童ポルノを

収集して流通させ、ルーマニアで性的虐待を受けた児童を取り引きしていた。彼らはルーマニアから 2 人の児童をフランスに連れてきて、虐待し、性的虐待を目的として他の人に転売した。

臨床上「ペドフィリア」の定義に当てはまる人々は、児童や児童の性的虐待の画像を精力的に集めていることが多く、そこには自ら、または他人により性的虐待を受けている児童の写真、音声テープ、ビデオが含まれる。デジタル技術とインターネットの発達により、ペドファイルが児童ポルノを大量に記録、保存、収集、共有することが可能になった。同好の人と児童ポルノをやり取りすることにより、「オンライン上の虐待者」にはグループへの帰属意識が芽生え、自尊心が確立される。児童の性的虐待の記録を収集し、交換する人々は、普通、商業的利益を目的とするわけではない。しかし、イギリス税関当局によると、近年商業的目的で製造された児童ポルノの押収が増加しており、その多くが東欧または中米で製造されている。

ペドファイルのネットワークと、ペドファイルに対する法律や態度の変化を求めるロビー活動を行う組織の間には、一部重複が見られる。これらの組織は、ペドファイルは抑圧された性的少数者グループであり、「暴力的でない」ペドファイルは合法的な性的嗜好と理解されるべきであると主張する。彼らの合法性の主張の中心にあるのは、大人と児童の性的接触は合意に基づき得るという考え方である。この目的のため、これらの組織は、児童に対する性犯罪者で有罪判決を受けた人が、自らが行った性的虐待行為を正当化し、弁護するために用いる歪曲された認識を繰り返し宣伝する。このような組織のメンバーは、法律を破るようけしかけるのではなく、法改正に向けたロビー活動を行うことにより、思想や表現の自由の権利を行使していると主張しており、これについては、国によって様々な反応がある。

9. 搾取者は皆大人か？

児童、性、性産業は大きな議論を呼ぶ問題であり、児童の商業的性的搾取に反対するために活動する人々は、虐待や搾取のうち最も合意の得られた側面を見て、意見の違いを回避しようとすることが多い。これは、実際には、幼い児童を性的に使用することのみに着目することを意味する。そのため、第1回世界会議の前後から作成された啓発資料には、特定の画像(折れたバラのつぼみ、捨てられたおもちゃ、大きな影で表現された男性に連れて行かれる幼い児童)や、3～12歳の児童が被害にあった事例が用いられ、若者よりも幼い児童の性的搾取を強調する傾向があった。

意見の違いがない共通認識を基にしたいという衝動は理解できるものの、それには一定の危険が伴う。つまり、性的虐待や児童の商業的性的搾取は、児童の「無垢さ」に対する侵害であることが強調されることによって、特定のタイプ(つまり、受け身かつ依存体質)の児童が、幼い児童だけでなく18歳以下の若者を含む形で一般化されかねない。児童の性的虐待と搾取を、泥棒、破壊行為、レイプ、「無垢さ」への裏切りとして論じることは危険であり、「性的搾取者」についての考え方と、彼らに対する対応にあたって問題が生

じる。児童の商業的性的搾取を、無垢と墮落、または善と悪の出会いの場として簡単にとらえてしまうと、搾取に伴う最も痛ましい現実を無視し、消し去るだけでなく、機能せず、効果のない解決策を導くのがせいぜいであり、ひどい場合には新たな人権侵害に貢献する危険が生じる。そのため、児童の性的搾取を行う人について、より複雑で詳細な視点から理解することが不可欠である。

ほとんどの人は、児童は社会の中で最も弱いグループだと考えているが、すべての児童が皆同様に不平等なわけではない。言うなれば、3歳の児童と16歳の児童の間には、身体的、感情的、精神的に大きな違いがあるし、児童の中にも様々な階級、ジェンダー、人種またはカースト、障害、性的指向の違いがある。例えば、裕福な家庭の10代の少年が、その親に雇われている10代の召使いの少女に対し、大きな力を及ぼすことがある。また、障害のない児童は、障害を持つ児童に対し非常に強い力を及ぼすことができる。大人だけでなく、児童が性的または精神的満足のために、そのような力の不均衡を不当に利用していることを示す証拠が増えている。

北米、イギリス、スウェーデンで実施された最近の調査によると、児童に対し性犯罪を犯す10代の少年が多いことが明らかになっている。また、10代の少年は、買春に対する需要も大きい。児童の客に対し提供された買春の相手の年齢に関するデータはない。しかし、18歳以下の少年が、18歳以下の児童が買春させられている場所で買春していることがわかっているため、売春させられている児童が、ときには児童の客により搾取される可能性もある。

少年は、より普及した金銭授受を伴う性交渉に関与していることが明らかになっている。例えば、ザンビアで行われた若者の性的健康に関する報告書によると、少女がセックスで商売をする事例が増加しており、少年と少女の性的関係のほとんどに、金銭や物が関与している。少女がはっきりと、貧困が彼女たちをそのような行為に駆り立てる原因であると認めているのに対し、少年は「少女とセックスすることは、自分は男だと示すことであり、それが人気者になる一つの手段である」と説明している。また、HIV/AIDSが流行している地域では、難民の少年が、他の難民や避難民の児童の中から、より若い性的なパートナーを探しているとの報告もある。ポルノも18歳以下の若者の間で広まっている。2001年5月、イギリスで13歳の少年が、インターネットからダウンロードした児童ポルノの画像を取り引きしていた罪で有罪判決を受け、「性犯罪者リスト」に登録された。さらには、若い男性兵士も、現在行われている最も残酷な性的暴力や性的搾取に関わっていることが多く、18歳以下の少年少女の両方が、斡旋者や仲介役として児童の商業的性的搾取に関与していることもある。

ほとんどの場合、若い性的虐待者の行為は、彼らが属する社会で一般的なジェンダーと性に対する姿勢に言及することにより説明できる。男らしさはほぼ普遍的に理想化されており、そこには自己、他人、物に対する力の行使が含まれる。そして、女性の体に性的な接近のできる男性は、映画、小説、流行歌で褒め

そやされる。10代の少年には、明示的にせよ黙示的にせよ、男らしさを誇示することが求められている(そして、十分に「男らしく」ないとなじられたり、嘲りの対象になる)ため、性的な物としての女性の体に興味を持って不思議ではない。そして、男性による買春が普通とみなされているような状況下では、年長の親戚の男性や友人に勧められて、買春を行うこともある。

大人と同様、児童についても、ある種の精神不安や感情障害から他の児童を虐待するケースと、男性的な性的表現に関する社会規範に適応したいという願望の副産物として、意図せずに性的搾取を行うケースとは区別すべきである。さらに、性的満足というよりむしろ金銭的利益のために、他の児童に対し性的虐待を行う児童についても、分けて考える必要がある。貧困やその他の社会的疎外は、売春を生み出す主な理由であると同様に、性産業のこの側面への道を開くものである。そして、第三者の受益者として児童の商業的性的搾取に関わる児童の問題も複雑である。例えば、買春されている少女が収入を増やすために、他の児童を売春斡旋人や常連客に紹介することがある。これは、女性は搾取されるだけでなく、搾取する場合もあることを示している。

10. 女性による児童の性的搾取

ほとんどの社会において、女性は産まれながらにして性的に受動的であると思われており、児童を育て、面倒を見るよう仕向けられている。このような思いこみにより、女性の「性的虐待者」も存在すると思いつくことさえ難しく、女性による性的虐待も、男性によるものと同様に児童を傷つけると理解するのは困難である。しかし、スウェーデン、アメリカ、イギリスにおける調査によれば、児童の性的虐待のうち5~20%は女性によって行われており、それが児童に及ぼす結果は、男性の虐待者による場合と同様に深刻である。児童の性的虐待を行った女性の問題に取り組んだ臨床医の観察によると、女性の虐待者も男性と同様の歪められた考えを持っていることが明らかになった。

女性からも買春に対する需要がある。日本、オーストラリア、北アメリカ、西欧においては、少数ながらもますます多くの女性が、その経済力を利用して、国内や外国で様々な買春行為を行っている。その中には、発展途上国の13~18歳の少年を性的に虐待したり、さらにはもっと幼い児童を買って、虐待する例もある。また、自国または外国において「優しいママ」の役割を演じ、自らの経済的、社会的な力を利用して、何人もの若いボーイフレンドに接触する女性もいる。シエラ・レオネにおいては、革命勢力の女性により少年が性的虐待を受けた事例も報告されている。

しかしながら、商業的か否かに関わらず、快樂のために搾取を行う人々の中で、女性は少数派である。しかし、利益を目的とした児童の商業的性的搾取の場合はその限りでない。なぜなら、女性は地球規模の性産業において、児童の商業的性的搾取の第三者の受益者として、深く関与しているからである。

11. 児童の商業的性的搾取の受益者

性産業から経済的利益を得る人の中には、裕福で、力を持っている人もいる。その中には、役人や警察官の他、性産業と共生関係にあるレジャーや娯楽関連の企業を所有または経営している人も含まれる。18歳未満の児童が性産業の主流に含まれているならば、このような人々は皆、児童の商業的性的搾取の間接的な受益者と言うことができる。

大規模でまともな観光業者、鉱業者、伐採業者、海運業者もまた、会社の主な営業活動や雇用政策(男性の移民労働者について、男性とその家族が住める住居を提供せず、男性だけを寮に住まわせることなど)の副産物の一つとして、児童の商業的性的搾取を含む買春にたいする需要が大きいという意味では、間接的に性産業に関与していると言える。しかし、会社の所有者や経営者が、その営業活動に伴って生じる社会や環境に対するコストに対し、個人的な責任を負わされることはほとんどない。むしろ、そのような企業は、営業活動の悪影響を改善するためにほんの少し対策を取るだけで、大きな称賛を受ける。

児童の商業的性的搾取から、より直接的な利益を受ける第三者も存在する。児童の商業的性的搾取からは、様々な方法により経済的利益を得ることができる: 性的搾取を目的とした児童のトラフィッキング、児童売春の組織化または管理、児童の斡旋、商業的利益を目的とした児童ポルノの製造と販売。個人レベルでも、児童の性的搾取のアレンジに直接関与することなしに、経済的利益を得ることができる: 例えば、汚職警察官は賄賂を受け取り、バーの経営者は店内での児童の商業的性的搾取を「見て見ぬふり」をして、それを目当てに来る得意客から利益を得ることができる。また、小売業者は未成年が関与しているポルノ商品を販売して利益を得る。これらの人々のほとんどは、ただ単に児童の商業的性的搾取を促進するにとどまらず、彼らの多くはより一般的に性産業に関係することによって、児童を搾取するようになる。

第三者の受益者の中で、特権を享受しておらず、力の大きくないものもある。男性だけでなく、女性や児童も第三者の受益者になり得る。性産業においては、始めは自分が売春し、次第に児童を含む他の人の売春を組織化するまでに到る経歴を持つ者がいることはよくあることである。また、売春婦や買春させられた児童が、収入を増やすために、他の人を斡旋することも度々ある。年齢や性別に関係なく、多くの人が第三者の受益者として性産業に関わる理由は、児童が商業的性的搾取を受けやすくなる理由と全く同じである。つまり、貧困、他に収入を得る手段がないこと、教育の機会の欠如、ドメスティック・バイオレンス、薬物中毒、それに加えてジェンダー、人種、民族、カースト、性に関する差別的な思いこみに基づく排他的な社会習慣や政策がある。実際に、世界中で何千人もの児童が、売春宿のある地区や、児童売春を含む性産業のみに経済的に依存しているコミュニティーで生活している。売春が非常に恥辱的な行為と考えられているため、売春婦やその子どもがそのコミュニティーを自由に去ることができないことも多い。

このような、またはこれに類似したコミュニティでは、自分が子どもの頃搾取された大人が、今では児童を搾取し、その児童がまた未来の搾取者となる。この搾取の連鎖は、実際には個人の道徳や犯罪とは何の関連もなく、売春婦を別の階級の間ととらえる法的および社会的構造や、彼女たちの組織的な人権侵害と深く関わっている。第三者として児童の商業的性的搾取に関与している人の行動は様々であり、道義上も違いがあるが、「性的搾取者」の問題に対する政策において、このような事実が反映されることが非常に重要である。多くの場合、搾取を行う個人よりも、むしろ性的搾取の背後にある環境に注目し、対策を立てる必要がある。

12. 結論

国家は売春婦の権利を最も不断に侵害する最たるものであるから、児童を買春という形で搾取する人を法的に厳しく取り締まることを求めても、それが自動的に、買春された女性や十代の児童にとって望ましい結果を生むとは考えにくい。実際に、児童の商業的性的搾取やトラフィッキングを厳しく取り締まった結果、売春している大人と児童の両方にとって非常に悪い結果をもたらした事例も多い。そして、売春や入国管理違反で逮捕される女性や十代の若者の数に比べれば、児童の商業的性的搾取の疑いで逮捕される人の数は決して多くない。

児童の商業的性的搾取のより厳格かつ広範な犯罪化を求めることが、このような意図せざる望ましくない結果を生ぜしめるものではないと想定する前に、買春に対する態度の変化と、売春婦の人権を保護する法的および社会的環境の整備に向けて取り組む必要がある。ストックホルム宣言と行動計画は、各国政府に対し「児童の権利に留意しつつ、商業的性的搾取の犠牲となった児童を処罰しないアプローチをとる」ことを要請しているが、売春婦すべての人権を尊重し、保護するアプローチをとることは求めている。これを改善する必要がある。

児童の性的搾取を行う人に対する制裁について議論するにあたって注意を要する理由は、他にもある。例えば、世界には売春させられている人の15～30%が18歳以下で、男性人口の75%程度が買春しているか、過去に買春したことがある地域が存在する。このような場所で、児童の商業的性的搾取に関与しているすべての人に拘留刑を科そうとしたら、男性人口の半分以上を投獄することになってしまう。

拘留刑を科すことはまた、単に性産業以外にお金を稼げる現実的な可能性がないために、第三者の受益者としてそれに関わるようになる場合も同様に問題である。また、世界には、売春に従事する女性や児童と全く同様に、希望がなく、暴力的で荒れた生活をしている男性や少年が、性産業の需要者となる地域もある。この場合に児童の商業的性的搾取を行ったすべての人を投獄するよう求めても、それがこの問題に対

する、常に現実的かつ人道的な対応であるとはいえない。搾取を思いとどまらせるための制裁を行う際には、同時に、必要な場合には医療面および精神面の介入や、児童の商業的性的搾取への需要を生み出す経済的および社会的要因に対応することが必要である。

適切な処置と再犯防止のプログラムが、児童に対する性犯罪の常習犯を減らすために有効であると広く考えられている。報告によると、性犯罪者には多面的なセラピーが最も有効である。つまり、認知的および行動学的な技術と、再発防止を組み合わせるプログラムが、最も良い結果を生んでいる。

性犯罪者に対するセラピーに関しては良い結果が確認できるものの、現段階ではまだ安心できない。まず、若い性犯罪者に対する適切な処置の開発は、まだ始まったばかりである。研究、評価、特別プログラムなどに、もっと多くの資金を投入する必要がある。この分野に取り組む専門家は、児童の性的虐待を犯した若者も、児童であって、それによって「国連児童の権利に関する条約」で保障された権利を享有することを無視するようなアプローチに懸念を表明している。

また、適切な処置には多くの費用がかかることにも留意する必要がある。基本的な社会福祉への支出をカットせざるを得ない貧しい開発途上国では、豊かな国々で開発されたセラピーや再発防止プログラムを実施する余裕はない。豊かな国でさえ、児童に対する性犯罪者すべてにこのようなプログラムが実施されているわけではない。

さらに、現存のセラピー・プログラムは有罪判決を受けた犯罪者への取り組みを通して確立されたため、性表現に関する社会的規範を明確に超えたケース(近親相姦、性的暴力、性行為への同意年齢以下の児童に対する虐待または搾取)に対応している。そのため、社会的に許されているか認められている性的行為の文脈において行われる児童の性的搾取や(買春、一般に流通しているポルノの利用、一般的な性的経済的取引に関わるもの)、利益を目的とする児童の性的搾取には対応していない。従って、これらのグループに対応したプログラムの開発にも投資する必要がある。

アメリカ、イギリス、カナダの多数の都市で試験的に実施されている「ジョン・スクール」は、売春の需要側に対する数少ない取り組みのひとつである。ここでは、歩道沿いをゆっくり運転して売春婦を車に誘い込んだために逮捕された男性に対し、商業的な性産業について「再教育」を行い、買春と性に対する彼らの意識を変えるために取り組んでいる。だが、その効果を評価することは難しい。客は、裏通りの買春に切り替えただけかもしれない。

いくつかの NGO は、平和維持活動に向けて準備している軍隊に対し、性的搾取の問題に関する訓練を試験的に実施している。また、とくに売春を利用しやすいグループに対し、緊急にこのような防止措置を取

る必要がある。すでに、エイズ予防に取り組むいくつかの団体が、性に対する態度や行為を変化させるための効果的な戦略の開発に関する実績を生かして、これらのグループに対する取り組みを実施している。

児童の商業的性的搾取の予防のために、学校における性教育を、もっと活用すべきである。それにより、あらゆる形態の児童の商業的性的搾取の需要側において中心的な役割を果たしているジェンダー、性、売春、人種・民族・カーストに関する一般的な思い込みと態度の変革に、組織的に取り組む場が生まれる。若い肉体をエロティックなものにとらえること、老いた肉体を性的に低く評価すること、性行為にはそもそも支配する側と服従する側が存在し、それが自然であり、また理想であるという考えに挑戦し、それに立ち向かうにはどうしたらよいかについても方策を探る必要がある。

児童の性的搾取を防止し、性的搾取者を思いとどまらせ、監視し、社会に再適応させるための戦略を練るにあたっては、需要の様々な側面を考慮する必要がある。それには、社会的に認められている、または許されている態度や習慣と、児童の商業的性的搾取に対する需要との間には、密接な関連があることを指摘しなければならない。すべての搾取者が、自らの行為を正当化し弁護するために引き合いに出す、性、ジェンダー、人種、階級、カースト、児童のあり方、経済状態、売春に関する一般的で広く普及している思い込みに挑戦し、それを壊すための啓発キャンペーンの開発に取り組み、資金を投入する必要がある。

それには、児童の商業的性的搾取への取り組みと、その他の形態の差別とたたかうための取り組みとを(地域、国内、国際的レベルで)関連させる必要がある。そのため、例えば人種主義を議論するときには性的搾取も議題に載せるべきであり、その逆についても同様である。同様に、児童の商業的性的搾取による児童の権利の侵害は、人権問題と分離したり、別の問題として考えることはできない。そして、児童の商業的性的搾取の需要側の問題についても、貧困、ジェンダーの関係、社会的疎外、児童労働、社会福祉政策、構造調整プログラム、観光開発、人種主義、移住の圧力、エイズおよび性的な健康、売春婦の市民権と人権といった一般的な問題とは別のものと考えべきではない。

つまり、国内および国際的な政策担当者や政府組織は、需要の根底にある経済的、社会的、政治的な条件に取り組むための、効果的かつ長期的な対策を工夫、実行するために、「総合的な考慮」を行う必要がある。また、パートナーシップを確立するために、より幅広く包括的なアプローチが求められている。

児童の商業的性的搾取の需要側の問題と取り組むにあたっては、児童の商業的性的搾取を行う人のうち、その多くが自らも弱く、周縁化され、搾取されているグループに属しているか、売春を強要するサブ・カルチャーが横行する職業グループの一員であることを考慮する必要がある。懲罰を科したり、道徳的なキャンペーンを実施することは、彼らの行動や性的慣習を変えるために、最も効果的な手段であるとは限らない。ここでもまた、幅広いパートナーシップを確立する必要がある。買春しやすいグループと密接に関連し

ている組織(例えば海運業者組合、伐採業や鉱業や観光業の労働組合、エイズ予防の奉仕活動に取り組む NGO)を、意識啓発や予防策の作成とその実施に関与させるべきである。同様に、軍隊を含む雇用者側が、被雇用者の教育および予防対策に、もっと協力する必要がある。

また、児童の商業的性的搾取に関わっている第三者に対し、意味のあるかつ持続的な経済的代替案を確立するために、民間セクターが果たす役割も大きい。この点において、国際的な金融機関、開発銀行、経済顧問が、いずれの国や地域についても発展政策と構造調整手段が買春への需要に与える環境を考慮することが欠かせない。

最後に、児童の商業的性的搾取に対する需要の根底にある原因について、より広く詳細な研究の実施を急ぐ必要がある。なぜなら、そのような研究は、より効果的な予防策と意識啓発の確立に役立つからである。また、児童が関与している性犯罪に関する着実なデータの収集と、特定の対策がもたらした効果を評価するための研究も必要である。

児童の商業的性的搾取を行う人の問題について、単純な、唯一の解決策は存在しない。児童の商業的性的搾取に反対する法律の強化と施行に向けた取り組みは、性的搾取者を生み出す環境を変えるための長期的な取り組みとバランスが取れ、相互補完的なものである必要がある。そのような取り組みには大量の資金が必要であるが、もし世界が児童の商業的性的搾取と真剣にたたかうつもりがあるなら、適切な資金が投入されねばならない。

ⁱ このプレスキットは、2001年12月17日～20日に横浜で開催される「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」の参加者のために準備された6つのテーマ・ペーパーのうちの一つ「性的搾取者」の要約である。作者は Julia O'Connell Davidson 教授。当レポートは、会議への寄稿として児童の権利条約 NGO グループが同氏に依頼したものである。セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンの Radda Barnen が、このレポートの調査、執筆に資金を提供した。「イギリス経済社会調査評議会」が、このレポートでも取り上げられているカリブ諸国における調査に資金を提供した。調査その他の文書に関する参照は、すべてオリジナル・レポートに掲載されている。

ⁱⁱ 児童を18歳未満の人と定義するとき、全員が性的表現に関して無能、または理性的な自主性を全く有していないとは言い切れない。それゆえ、性的搾取者を単純に「児童と性行為を行うすべての人」と定義することはできない。なぜなら、そうすると18歳未満のすべての人に対し、性的な自己表現を行う権利を否定することになるからである。そのような表現は、世界中で性行為への承諾年齢を18歳に引き上げるという間違っただけの結果を導くことにつながり、例えば17歳の人と19歳のガールフレンドまたはボーイフレンドとの性行為を承諾する能力があることを否定することになる。また、15歳の児童2人が互いに惹かれ合い、性的関係に入った場合、両方が児童の性的搾取者であると同時に、性的搾取を受けた児童であることになってしまう。

「性的搾取者」を定義するときには、18歳未満でも、時と場合によっては性欲を持ち、性行為への意味のある同意を行うことができるという事実に配慮する必要がある。しかし同時に、児童が同意したか、そそのかしたのか、他人との

性的交流から見返りを受けたのかどうかという問題は、児童を搾取したのかどうかを判断する基準にはならない。児童の性的搾取を行う人は、児童を操作したり、誘惑したり、圧力をかけることにより、自分を傷つけるような関係や行為または契約に同意させることができることを認識すべきである。7歳の児童も、17歳の児童も同様に、上記の手段により同意させようとする人や暴力によって性的虐待や搾取を行う人から身を守る権利を持っている。

iii この定義は、対等な力と地位を持つ(18歳未満の)児童同士が合意の上で行う性行為は明確に除外されていること、一方、他人が児童と性的接触を持つことに便宜をはかり、あるいは調整することにより利益を得る人が含まれていることに留意する必要がある。これは重要な意味を持つ。なぜなら現在、モニターと規制のための取り組みは、主に自分自身が児童の性的虐待を行った人に対するものであり、何らかの方法でそのような行為を手助けしている多くの人々は、対象外であるためである。